

平成 27 年度 福井県と福井県土木施工管理技士会との意見交換会

日 時 平成 28 年 2 月 9 日 (火) 14 : 00 ~

場 所 武生商工会議所

提 案 事 項	対 応 策
<p>1 設計・積算、単価等に関する事項について</p> <p>①残土処理について (福井)</p> <p>ある工事の事例ですが、設計書に残土の運搬距離が示されていましたが、実際にはその付近に処分地がなく処理に困難を極め、工期にも影響しました。発注時において、残土の処分先 (また、処分方法など) を明確に示していただきたい。</p> <p>【補足説明】</p> <p>福井市内の現場において、工事設計書には 9 k m先に残土処理と明記されていたが実際には無かった。あわら市や坂井市まで運ぶこととなったが、そちらでも受け入れができず、仮置きとなった。残土処理代として、1 台に 6 千から 9 千円位払えば受け入れては貰えたのだが、残土処理代としてみてもらえるのかも分からず困惑した。設計書に k m数まで明記し指示しているのならば、受入れ状況の有無も確認されているのか。</p> <p>②ダンプトラックの積載量について (若狭)</p> <p>最大積載量が 10 t と称する大型ダンプについて、実際には積載量が 9 t などについても同様に 10 t ダンプと呼ばれています。また、積載量はメーカーによっても異なっており、同じメーカーでも年式により異なっている場合もあります。</p> <p>若狭地区の場合、処分地への搬入は 1 車当たり 5 m³のチケットでの処理となりますので、そのダンプの最大積載量により 4.5 m³しか運搬していなくても検査時には 5 m³のチケットを添付することになります。</p>	<p>①県土木部の特記仕様書では、残土の運搬先や受入れ条件、運搬距離を明記することになっている。今回このようなことがあったのであれば、今後も条件明示ということの徹底を図っていききたい。入札の時点で特記仕様書の残土処理や運搬先等に疑問点があれば、その時点で質問をしていただきたい。</p> <p>県の残土については、公共事業への流用を原則で考えているのが今の実情です。もちろん発注の際にそれぞれの調整を行い、距離数等を明示することになっているが、受け手側も公共工事の工程の調整等で待たせてしまうことがあり、工程の遅れが生じる場合があるときには、監督職員との協議をしていただきたい。それでも遅れが生じる場合には、早めに調整をするよう指導を徹底していききたい。</p> <p>②共通仕様書においても過積載の防止は記載されています。</p> <p>受注者側は今後も過積載防止に努めていただきたい。</p>

費用的に割高となっている現状において、完成検査においては運搬量と対象となるダンプの最大積載量との比較（積載オーバーでないか）に固執した検査となっている場合が多く、過度の説明を余儀なくされ困惑しています。今後、当地区においては 5 m³から 4.5 m³チケットへの変更へと進めてきておりますが、積算においても現状に見合った積算となっているか照査し、改善していただきたい。

【補足説明】

検査時において、過積載の認識がなくてもそうなることがある中で、従来よりも少なめに積載することが良い業者だといえるのかもしれないが、それでは台数増え、経費も掛かってしまう。過積載は禁止されていることは承知しているが、絶対にダメなのか、施工上においてどのように考えていくかだと思いが、県としての考えをお聞かせいただきたい。

2 工事の施工に関する事項について

①コンクリート打設時の強度補正について（丹南・鯖江）

コンクリート打設時に行っている強度補正は、現場条件により施工者が設計強度に対して自主的に上げているものであり、最終強度を補正強度にまで求めなくてもいいのではないのでしょうか。

また、現場条件などによりスランプについても変更できるようにしていただきたい。

絶対に超えてはいけないのかと聞かれると、私どもの回答は絶対に超えてはいけません。法律上、道路交通法で決まっている。それを認めることはあり得ません。あくまでも、余裕量を見越して積算をしています。

検査時の書類で、「残土」と記載されており、伝票(車検証)を提出された場合には重量等が伝票と合っているかを確認することになる。以前は業者側もダンプの大きさに合せて積載量を管理されていた。過積載対策に取り組んでいるという資料を見せていただければ、伝票だけの検査ではなく、過積載に対応しながら管理をし、工事をしているという判断もできる。

①建築工事では温度による補正值はプラス 3、プラス 6 されていると聞いているが、建築は耐久性よりも強度が重要視されていると思う。土木工事の場合は、基本設計で十分に養生を行うことで、耐久性を重視しています。

強度を上げることで、単位水量やセメント量が上がり、耐久性に影響を及ぼすこともあるので、呼び強度を上げること自体、土木工事では基本的に認めていないのが現実です。

スランプについては、コンクリートの標準仕様書にも、荷卸しから打込みまでの現場内運搬や時間経過に伴うスランプの低下を考慮し設定することとありますので、スランプを上げる必要があれば現場条件等を監督員と十分に協議をし、変更の対象としたいと思えます。

②変更協議について（福井）

施工中に変更が生じた時に変更協議願いを提出していますが、なかなか回答が返って来ないのが現状です。

ワンデーレスポンスを速やかに実施するなど、作業が速やかに進む対策を是非お願いしたい。

③用地および補償費に係る業務について（丹南・今立）

施工箇所の本工事における用地取得および補償交渉については、発注者が発注前に対応し業務を完了させておくのが通常です。特に、立木補償については着手時に伐採を完了していることが通常と考えられます。しかし、実際にはこれらが一部実施されてなく、請負者自らが補償交渉と立木伐採を余儀なくされたケースがありました。立木伐採の補償費は地権者に支払われることになるため、請負者が伐採費を地権者に請求しなければならず、結果的に、請負者持ちとなるケースが多くなります。また、地権者との交渉に不測の時間を要することにもなり工期にも影響してきます。

用地および補償費に係る業務については、工事発注前に発注者の責務において完了していただくようお願いします。

【補足説明】

立木は土地と違い、伐採する時期や地元地権者の思いもあるので、交渉は困難を極めます。補償費は県が支払うので伐採や交渉は業者側が行うということがあるが、施工業者からすれば事前に交渉は済んでいるという考えです。交渉が長引くことによって工期が延びてしまい、工事評定点に影響するのではないかと心配があるがどうでしょうか。

②福井県においてもワンデーレスポンスの方針を進めており、昨年12月に公表した「工事請負契約におけるガイドライン」の中で、ワンデーレスポンスをすべての工事で実施することで徹底を図っているところです。早期に回答することは発注者の義務でもありますので、問題が生じた場合には土木管理課へ相談いただきたい。また、昨年10月から施行しています情報共有システムにおいても、受発注者間の協議円滑化を目的とし、導入していますので活用していただきたい。

設計書に無かったのですが、発注者が地権者に伐採したらお金を払えますよといったやり方です。ですから伐採するためには発注者側が交渉をしていただいて、施工前には伐採は済んでいることが実情だと思いますが、現場に木が立っている場合、受注者側に交渉を任されることがあり、工期に遅れが生じることがある。立木補償等で森林組合から多額の見積もりが出できます。ワンデーレスポンスで報告はしていますが…なかなかスムーズに進まないことが現状です。

電柱についてもよくあることで、現場を把握していない監督が結構おられます。コンサルに任せ過ぎというか、電柱移設によって工期が延びることを想定した工程を組んでいただきたい。

設計書の中に伐採の補償費が積んであったのでしょうか？

③県の工事においては基本的に伐採補償終了後の発注、または登記終了後発注ということになっています。この事例は特殊な事例かなと感じます。一般的には県の補償としては、地主に伐採をしてもらう補償をした場合には、(工事請負業者からではなく、)伐採してもらう人から話をしてもらい、伐採する業者と打合せをし、補償してもらうのが本来のやり方です。この件については県の用地とも関連がありますので、持ち帰り詰めさせていただきたい。また、そのことが影響し工程に遅れが生じた場合には、発注者側が条件を整えなかったことが原因にあるので、工期延期の対象になると思います。

第三者が絡んで工事着工ができない場合であれば、設計変更ガイドラインにも記載されているが、工事の一時中止をかけることが正当な方法だと思います。県側の理由で工期が延びたことになるので、工事成績にも影響しません。

県側も見方が浅い部分等あるかとは思いますが。施工業者側から見て、設計書や工程等に疑問があるときには、指摘させていただきたい。協議書を出していただき質問して下さい。

④生コンクリートの自主検査について（若狭）

生コンクリート打設時の品質保証の責任範囲は、「JIS A5308 レディミクストコンクリート」の規定に基づけば、荷卸し地点までを生産者側で負うこととしております。このため、荷卸し後は購入者（施工者）側が負うべきものとして、受け入れ検査や施工管理のための試験・検査は購入者で実施するものとして、平成28年4月以降の実施について嶺南地区生コン組合より通知を受けたところであります。これまで、生コン運搬時の状況等に鑑みて、打設直前までの品質確保は生産者側で追うべきものとして、打設前の供試体等検査は生コン会社側で実施しております。しかし、管理責任区分の明確化を盾に今年の4月以降の実施変更を促されたものであり、施工者としても困惑しております。打設直前までの品質確保は生産者側で追うべきものとして、これまで通りの管理責任区分について、組合側への指導をお願いしたい。

また現在、1日当たりの打設量に関わらず、一定の供試体採取を実施していますが、打設量が少ない構造物などでは生コン工場の品質保証により省略できるなど、新たな基準を定めていただきたい。

3 工事検査に関する事項について

①書類の簡素化および減量について（坂井）

(1) 書類の簡素化について

以前からの課題であると思いますが、少しでも検査書類の簡素化を図って頂きたい。書類は増えることがあっても、減ることはなく、電子納品でも、紙ベースでも求められ、提出書類の添付資料（必要とは思えないような書面のコピー等）もどんどん増える一方です。結果、現場監督における実作業が増え、残業時間も増え、現場監督にとって日々の業務の負担が心身ともに大きくなってきています。会社としては、現場監督の手が回らない部分を、事務員や他の工事担当が手分けして行うことで、なんとかこなしている状況ですが、各人の負担は増えています。

④打設直前の品質確保については、共通仕様書では、品質試験については受注者が実施するとあります。また、必要な品質試験費用についても諸経費に含まれていることもありますので、受注者が適切に実施していただきたい。若狭地区以外では、受注者が実施していたり、生コンプラントが代行して行っているところもあると聞いています。

また、打設量が少ない場合の新たな基準をとのことはありますが、現状の品質管理基準では、小規模工種で一工種50m³未満の場合は工事の品質証明のみでよいとなっていますので、そのように対応をしていただきたい。

① 工事検査課におきまして、法令・定款・仕様書等に基づき、作成されました資料を基に工事实施の状況や、契約履行の状況、施工計画記載の事項、出来形の管理、品質管理、写真等を検査し実施しているのが現状です。このように必要な場合において資料のコピーをいただいているのも現状です。しかし、工事施工に関して通常は日常的に作成されているものと認識しており、工事の検査の為だけの書類はごくごく少ないと感じています。また、昨年夏に検査の資料ということで、検査時に付ける復命書を目的とした資料の提出を求めていた資料についても、大幅に削減をしたところですが、しかし、まだまだ削減について足りない部分、要らないと感じるようであれば、監督員や

新たに雇用まで考慮すると中小企業としては、経済的に大きな負担になりますので、人材確保については難しい状況です。今後、この業界を支えてきた世代が抜けていき、人材確保がさらに難しくなることを考えると、負担だけが大きくなり魅力が無くなっていくことを懸念いたします。根本的な見直しが必要ではないでしょうか。

(2) 書類の減量について (坂井)

ここ数年前から提出書類の増加が顕著であり、簡素化と言われながら逆行しているのが実情です。建設業の技術者をみると、建設労働者不足の影響もあり繁忙期には日中は現場で作業をし、作業終了後、夜遅くまでの書類作成は当たり前になっています。

「良い物を造ろう！造りたい！」という気持ちは強いと思いますが、本来の技術者としての仕事ではなく書類作成に追われる毎日になってきてしまっている現実があります。

このような状況のもと、技術者の離職や若手の建設業への就職に対する敬遠が一段と進むのは明らかあり、書類の減量化は必須と考えられます。そこで、下記のとおり改善を要望いたします。

- 1) 提出書類の簡素化について発注者・工事検査課・受注者の三者により事前協議を行い、提出する側の負担軽減について予め協議する。
- 2) 発注者が必要とする以上の提出書類は評価しないと明記し、事後の受注者が同等以上の書類提出を求められ、また、自主的にも提出することがないように対策する。

工事検査課の職員に具体的に指摘いただくことで、今後、また減量できるのではないのかと考えます。

②現場における創意工夫について（坂井）

(1)工事検査時に創意工夫への評価項目があり、この評価に対し色々工夫を凝らしています。しかし、この評価については、全体的にここ数年受注者の提案が出し尽くされた感があり、似たような感じの内容になってきている事から、加点評価はあまりされていません。資材高騰を受け逆ザヤになってきている現状において、せっかく工夫を凝らし取り組んでも、他でも実施しているとのことで評価されないのであれば実施することの意味を考えてしまいます。

そこで、定期的に過去の事例を示しこれらの類似内容は評価しない、小規模工事等では創意工夫の項目を無くす、また、評価件数を限定するなど、評価に関する項目を明確に示し統一していただきたい。

(2)公共事業に携わる者として、清掃活動や工事期間中の除雪作業など、地域への貢献と言えるものは必要と感じ実施しているところですが、近年、この言葉が一人歩きしているためか、国の工事の事例ではありますが、「AED」の寄付や地区内の道路舗装など、過度な業務を要望されたこともあり困惑しています。

地域への貢献は災害復旧や除雪作業等も含んでいます。評価項目の事例を示すなど、今後エスカレートしていかないよう対応していただきたい。また、担当者ごとに評価の相違が生じないよう統一を図っていただきたい。

② (1)本来、創意工夫の考え方として、施工の方法、施工の設備の工夫により、工事目的物の品質確保の向上や工期の短縮、安全衛生の向上、工事経費の低減、維持管理費の低減等、受注者の努力によって該当工事に特出した効果がある場合に評価できるとされています。評価する、しないを事前に明記したり、あるいは制限したり、評価事例として紹介することは受注者の努力意欲を減退させることにもつながるのではないかとということで、受注者の独自性の妨げになることが考えられます。また、これらの工夫を公表することになると、広く一般的に、どこでも通常的に行われることになり、当該工事における特出した効果ではなくなるということが考えられる。本来あるべき姿と相反するものではないかと考えます。制限や公表はなるべく避けたいと考えているのが現状です。なお、県内同じような評価をすべきということから、一昨年より内容等の確認、場合によっては見直し等をお願いすることもありました。これも県内同じ評価をしたいということからでしたので、ご理解いただきたい。

② (2)担当者ごとの評価の差ということになりますが、検査員の中でも持ち寄りの検討会を行っており、個人の差が出ないように、なるべく少ないようにとの努力をしているところです。疑問等があれば、監督員や工事検査課まで質問していただき、検討材料とさせていただきたい。

③工事検査の標準化について（勝山）

多少の個人差は仕方ないとは思いますが、これまで工事の検査を受けてきて検査員の考え方や知識でかなりバラツキがあります。事前に監督職員から承認を受けたことについても、それを否定したりすることがありました。また、監督職員から首をかしげられる検査もあり、受験者として何を信じていいのか疑心暗鬼になることがあります。

共通の検査が受けられるよう、標準化を図っていただきたい。

④中間検査および完成検査について（若狭）

福井県技術公社が施工管理に入っている現場は、中間検査や完成検査時の現場検査をもっと簡略化できないのでしょうか？

技術公社が現場の管理に立ち会っている意味が無くなるような気がします。

4 入札・契約、発注に関する事項について

①元請下請け関係の要綱の見直しについて（丹南・武生、坂井）

(1) 平成 26 年 6 月より、元請下請関係適正化指導要綱が適用されています。しかし、同要綱の遵守項目において、下請負人及び下請契約に係る制限内容が細かく、現場担当者及び事務員がよく理解していないこともあり、書類の提出に時間がかかっているのが現状であり、現場の工程にまで影響を及ぼしています。また、担当職員（監督職員）においてもよく理解していない為か、土木の総務課に廻ってから再度訂正書類の提出仕直しとなる事が度々ありました。

③ 最近の工事検査課において、一部の職員が不適切な検査を実施したため、検査員ごとの個人差が大きいの事案をいただきましたことは、承知していません。今後このようなことがないように上司の方より、その職員に対して厳しく指導しているところです。また工事検査の標準化のために、工事検査課職員全員で統一を図るということから、更なる努力をしております。具体的には、国の検査への臨場や工事検査課の基本的な研修を開催するなど、職員資質向上に積極的に取り組んでいる状況です。今後も検査時における個人差を限りなく少なくするための努力をしていきますので、ご理解とご協力をお願いしたい。

④技術公社が施工管理をしているのは、検査の立場ではなく、監督員の代理として行っています。技術公社の職員が施工管理していても検査そのものの簡略はできません。

①(1) 適正化要綱に関する規定ですが、こちらについては遵守事項のほとんどが建設業法及び建設工事の施工に関する法律に規定されています。確かに書類が多いとか、小さな契約についてもそれぞれ契約していただかなければならない部分ですが、建設工事については、契約をしっかりと金額的なもので交わすというのが建設業の遵守事項となっています。確かに「今までそのような事はなかった。」と言われるかもしれませんが、実際の契約という手続きまでしないで、「ちょっと明日空いているから向こうの方

専門職（左官工・型枠工等）など小規模で施工している人達においては、煩雑な書類を作る事が出来ないなどで仕事が要らないとまでになったこともあります。技術者・職人が減少していくことに繋がるこの制度は「書類の簡素化」に逆行しているとも言えますので、もう少し簡略化できないでしょうか。

(2) 元請下請け関係の要綱によれば、主たる工種は下請けに出せないなど一定の制限が加えられています。しかし、ここまで制限する必要性があるのでしょうか。下請けをあまり制限し過ぎると、入札不調にも繋がりがねません。下請け発注に頼る小さな会社においては、受注も出来ず自然と減っていく事が考えられます。地元の業者が減少すれば、地域貢献や災害対応力が低下するのは必至です。主たる工種などによる元請への制限は、特殊機械を必要とする舗装工事や法面工事のみとしていただきたい。

(3) 県発注工事において、下請届を出す際の添付書類があまりに多く、元請も下請業者も困惑しています。例えば金額にして2万円や3万円の乳剤散布や舗装版切断、区画線等を依頼するだけでも、1.下請契約書 2.県下請約款 3.見積依頼書 4.見積書 5.建設業許可証 6.資格者証 7.免許証 8.下請工程表 9.健康保険証 その他に社会保険の番号を確認するための 10.労働保険の領収書 11.納入通知書(厚生年金分、雇用保険分それぞれ)と、厚さにして1cm以上にもなる書類を提出しなければならなりません。下請業者にも何度も連絡して依

に行って仕事をして欲しい。」等が結構あったと伺っています。「なぜここまで厳密にしなければならないのか。」という話がありますが、実際、品確法の話が出てきて、いろいろな契約等工事を進めていく上で、元請と下請との信頼関係というのにも確かにあるとは思いますが、実際契約がなかったがために、「契約していたはずなのに、あの元請さんどこかに行ってしまった。」となった時に、契約の話が出てきたりするので、確かに今までの信頼関係は大事ですが、その中でも契約を結ぶという手続きを踏んでいただきたい。

①(2)下請工事についても、基本的にはある程度自分のところでやっていただきたいという形で「主たる工事」というものを決めさせていただいて、それを自社施工していただくという考え方を持っています。もちろんその中で難しいと言われる事がありますが、準備工に当たる部分とか仮設工に当たる部分、雑工に当たる部分、このような部分については下請というかお手伝いをしていただいても構わないという形で、今のところ運用させていただいております。県発注における施工体制の育成化を図るという意味で新たな負担をいろいろかけている部分があるかと思いますが、ご協力いただきたいと考えております。

①(3) 書類の簡素化ですが、契約に関する書類という部分については、少額であってもある程度整えていく必要があると県では考えています。ただ、意見等を伺っている中で、どのようなものがもう少し簡素化できるかは検討していきたい。おそらく、契約書や見積依頼書等は契約上通常ある物ですので、なかなか縮減は難しい。あともう一つ、金額で書類を縛らなくする範囲というのも決めていく上で検討が必要かと考えています。10万円ならこの書類いらぬという話になると、下請さんに「10万円ならこの書類いらぬのでその

頼しなくてはならないため、心苦しく思います。本当にこれだけの書類が必要なかどうか疑問に思います。工種や金額等によって誓約書に代えるなど、軽減のため再考をお願いしたい。

主たる工種の下請について二つありまして、一つは相応札者があります。その場合、例えば1社がいろいろな工種の資格を持っていると、当社は舗装をしていますが、切削とかがありますと、福井でいうと切削業者が数を数えるほどしかありませんが、そのような業者にしても相応札者だから特別な理由を書いた書類を出せばという部分もありますが、その点も書類の簡素化に繋がってくるかと思いません。こちらからすると、特殊工事に値する面もありまして、福井土木事務所の監督さんとも話をしましたが、特殊工事に挙がっている言葉が、舗装工とか一番頭の工種で明記しますが、アスファルト舗装工とかもう一つ下のもので明記していただけると、切削とかオーバーレイとかいろいろ書き方はありますが、そのような見分けの仕方が、業者としても見やすくなり、一番頭の舗装工とかで書かれると全部が切削だけではない、例えばインターロッキングとか、ブロック舗装など、そのようなもの全部含めたような形で、実際、そのような特殊な御影とかカットするようなものは、今まで要綱が出るまでは下請さんに出していたのがほとんどでした。こちらからすると特殊ではないのかという物も、ちょっと曖昧な面があるという事で、主たる工種という書き方をもう少し見直しできないものか、また、下請の相応札者の縛りをもう少し考えていただけないのかなという点をお願いします。

方が楽。」となり、下請を不当な金額で契約を結ぶといったいじめたような形に取られてしまうといけないので、金額をどの線で引くか。それは全体的な簡素化が、何らかの書類、もしくは例題的な書類を出していただければ簡素化ができますよとかいう部分について、もう少しいろいろ考えさせていただきたい。

主たる工種の部分については、設計書を発注された際にそれが下請に出せるか問合せや質問状を出していただきたい。いろいろな現場でよく似た工種をやられています。設計書の中でも新体系の積算基準ですとそこに当てはまってくるような形になってしまっているの、すみ分けをしてそれぞれの工種としてなかなか挙げにくい部分があります。逆に質問等を出していただくと、それをこちらの方でも全部整理している状態です。元々書いていなかった物でも、そのような事例を集めて、現場でもそれは下請できますと回答させていただいたり、整理させていただいています。ホームページの方で表を何例か出しています。今までの質問等をこちらで整理して更新しているので、ホームページを見ていただくと、一般的な物はそのような形で載せていくようにしていますので、データを積み上げて明記できるように取り組んでいるところです。これは特殊かなと感じた時には質問を出していただけるとありがたいです。

少し補足させていただきます。そもそもこの元下請の要綱を制定した背景は、建設業界の健全な発展を促すという本来建設業法で定められている健全な姿を法律では想定していますが、なかなかそれが十分できていない部分がある。それと下請の方にしわ寄せがいつているのではないのか。そのような問題提起

があったという背景を基に、今後高齢化が進んで行けば品確法に関わる担い手の確保等の問題も出てくる。やはりそれと業界全体を行政も一緒になって健全化していく必要があるのではないかという背景を受けてやってきた。県協会さんともいろいろと意見交換させていただきながら進めてきた経緯があります。ご質問の相応札のところにつきましては、一括下請を防止したいという観点が一つございます。例えば100mの道路を受注しました。50mはウチがします、残りの50mは相応札で取られなかった業者さんにあげますというような形をやりますと、国土交通省のホームページ等にも出ていますが、一括下請に該当する恐れありというような話が出ております。一括下請に該当しますと、元請さんも下請さんも監督処分の対象になるというリスクもございますし、そこはしっかりと工事を進められるようにやっていくという観点から相応札については原則下請に出せないというような制度としております。県としましても、「この工事の主たる工事を私がやります。」と手を挙げていただいた業者さんと契約を結ぶ方が良いという観点もありますが、基本的には一括下請に該当しないようなことを考えております。だからと言って全部ダメというような画一的な事では制度が回りませんので、例えば全然チェックがかからないとそのまま行ってしまうので、やむを得ないような場合は下請除外承認申請書を提出いただく。先ほど書類が多いとご意見いただいたところですが、それで一応チェックをかけてやむを得ないような場合であれば下請に出していただく。ただ、一括下請に該当するような輪切りの工事ということになりますとそれは制限をしなければならないという制度でございます。

市役所でもそうですが、「地元、地元」といういろいろな理由がありますが、市役所の職員さんでもちょっと困っているのが、今の入札方式はランダムの入札落札方法。言い方悪いですが宝くじ方式のような感じのやり方ですが、そのような

業界団体の皆様で業界を盛り上げていこうという形で、仕事を分け合ってやりたいということになりますと、今度は独占禁止法、入札の公正な競争を阻害するというグレーゾーンに該当するおそれがあります。それもなかなか難

形になってくると、全然違う所の業者が来て地元の対応が全くできないとか、市だけであまり県は関係ないかもしれませんが。業者としては、自分の地元近くの仕事が出たら何かしらお手伝いと言うか一括（下請）は別として、例えば下請ならば4割なり5割まで、先ほど言われたように国土交通省が一括下請ではないかと言われた部分ですが、下請は工事金額の4割5割なら丸投げではないという認識です。本当に自分の地元の仕事をしたいという業者の気持ちもあると思います。そのような中で、その仕事をしたいのに札を入れると下請ができないという、欲しい所の仕事ができないという業者の思いがあります。そうすると仕事が欲しい時は札を入れてはいけないのかという、個人的な気持ちですが、そのようなことについて、どのようにお考えでしょうか。

今の下請の件ですが、舗装工事の切削の話ですが、福井県の下請の図表になると、路面切削工の場合は異なる建設工事の種類なので相応札業者以外に下請が出せると。切削オーバーレイ工の切削の場合は、附帯工なので相応札業者も下請にできると図示されていますが、実際、福井土木事務所管轄の場合は、切削オーバーレイ工、即日舗装するという工事がほとんどなのですが、実際の積算の内容で言うと、切削工と舗装工の二つに分かれていて、中身的にはそれに合った積算がされていないというのがほとんどです。そういった部分について、ここに書いてある事と矛盾していると思いますが。設計変更の対象になるのか。ただ実際監督さんに聞くと「附帯工だから下請に出して良いですよ。下請除外申請して下さい。」という考え方だったのですが。その点の矛盾についてお答えをお願いします。

しいというふうに考えております。例を挙げますと、グループで入札に入る時に、金額を1,000円刻みで応札して誰かが取ったらグループの中で分け合うというような事です。そういった事を防止する観点からもこのような制度としている。

今、設計書を確認していないので申し訳ありませんが、一度確認してみます。ただ、あの中の仕組みと言うか、なぜ下請しても良いかという話については、あの表自体、土木事務所にも説明していますが、切削オーバーレイについては、日を置かずにやるからあくまでも附帯工と呼べば良いという説明をしています。ただ、切削をしたまま供用開始するようなその工事の目的が切削だけ、今ほとんど福井県ではそのような工事はないとは思いますが、その工事については、切削して終わりという事でそれが本当の工事の主たる部分になるという考え方で、その部分はダメという形での表を作り込んであります。事務所の担当にはそのような説明をしたので、おそらく事務所に対して切削オーバーレイしている部分については附帯準備仮設工の中で読めるので下請は構いませんよという形での回答が返ってきているのかなと思います。歩掛けの方は設計書をもう一度見てみないと。そこでまた矛盾があるようでしたら、それは事務所の方にもう一度チェックをかけますので。今の段階で歩掛けの話というのは申し訳ございませんが今日（設計書を）今見ていないので。今後また何か矛盾が生じている事があれば、また事務所の方を指導し

②直営施工の義務化について（坂井）

労務における人材確保が、難しくなる中、主要工種の直営施工の義務化を続けると、業者間の横の繋がりにおける労務の人材確保がいきづまり、地域の労務確保の流れが悪くなるように思えます。工期に融通性があるなら多少理解できますが、そういった条件が変わらない中で、この制度を続けることに今後の経営をどうあわせればいいのか非常に大きな課題です。各社が、現場作業員を雇用してその施工班を確保することに、異論はありませんが、現実、現場監督の人数と同数に施工班を雇用することは、無理であることから、受注についても現場をきちんと管理する者がいるだけではダメだということには無理があります。

又、下請けをすることが悪いような制度にも見え、県の工場の仕事がやり難いという理由で、下請け専門業者の県外流失も現実なものとなっています。又、限られたルールの中での受注確保や、営業目標が立てづらく、会社経営の方針転換にゆれている状況であり、労務の減少が目に見えている状況では、今後いろんな弊害がでてくると思われれます。元請下請け関係のこの制度はどこまで必要でしょうか。

③総合評価落札方式の見直しについて（丹南・鯖江）

県内全域の業者が参加できる入札ですが、地元会社がある場合 2.5 点、無い会社は 0 点であり、その時点でほぼ競争にならない状態と言えます。県内全域で実施する総合評価落札方式の入札については、地元点を無くすなどとし、公平に県内全域を入札範囲とした意味が通る入札となるよう、見直しをしていただきたい。

ていきたいと思っています。

②元請下請要綱を導入した背景というところで説明させていただきます。一定のルールの中で、どのように運営していくかという事だと思います。そのルールがなるべく自由な経済活動ができる。一方で無制限の中で営業活動すると弊害も出てくるというところで、いわゆる業法のような規制の仕組みが必要になってくる。要綱を導入する背景としては、下請へのしわ寄せがあるという所と、そのような中で作業環境が悪いとか、労働環境が他業種と比べてあまりよくないという部分があると、今度は人が集まらない。担い手確保の問題につながっていく。そのような循環した問題をはらんでいる事もありまして、何とか健全化に向けて改善していきたいという思いをもって、元請下請要綱を導入したところでございます。当然、今までは程度自由にやれていたところに「しっかりとルールでやりましょう」という事になりますから、当然若干負担が増える部分があるかと思いますが、ただ、これがうまく回って健全化に向かって行けば、デメリット以上のプラスが返ってくるのではないかと期待を込めて制度導入、制度運用しているところです。当然これが全てではないと思いますので、今後運用していく中で細かな点等、改善の必要な点があれば、随時見直しをかけていかなければならないと考えていますが、何とか業界が健全に発展していくという思いを込めて運用しているものですので、その点についてご理解いただければと感じています。

④ 現在、福井県発注工事について入札参加資格の規模もありますが、基本的には土木事務所所管の管轄からその施工実績を問うた時に、実際施工実績で公平な入札ができない。逆に言うと、参加者が少なすぎて入札できない部分について隣接土木に広げる。それでも足りない時には、全県に広げるというような形で方式を取っている。地域要件という形で地元の方を主に参加要件

を組ませていただいている中で、今まで建設業協会さんやその他団体等と話をしして今の地域要件が決まっている状態です。これについては、正直な話としまして今ここで改定ということは難しいかなというふうに思います。また、今、勝手に県が走るというのもアンフェアかと思います。ちなみに全国的にはどうなのか、全国的にそのような加点をしているのかという話ですが、全国的に見ても基本的に 47 都道府県のうち 45 県について、地域加点というものが総合評価の中に入っています。ある程度地元発注という部分については、そのような加点をしていくという考え方になっている。また実際に競争にならないという話があるとは思いますが、総合評価落札方式の得点は地域精通度だけではないです。実際、技術者の実績があれば 1.5 点の差が出る。あと工事成績、その他いろいろな地域要件以外のものについて点数が付くようになっていきますので、これで全てが決まる訳ではない。ただそれを総合的に判断させていただいているという考え方になっていますので、これだけで決まるものではないという事だけお知らせしておきます。このような話があったという事は、中でも話をさせていただきます。ここでこれをどうするという話はできませんし、またいろいろ皆さんのご意見等を聞く。実際、原則地域性となるべく分割発注という部分については、県の方針となっていますので、その部分についてどのような対応ができるかという部分も含めて考えていかなければならない問題と思っています。もし見直しとなったとしてもその見直しについては、決まった時点で 1 年か 2 年前に全体に言わせていただいてその後の対応というような形になるのかなと考えております。明確な回答というか、これが実際、総意なのかどうか分かりませんし、今の回答としては全国的な制度でもあるし、県の発注自体、地域性というのはある程度重きを持っていてそこに加点というのが当てはまっているという事だけの説明とさせていただきます。